

医療機関等における職員の賃上げについて (その3)

令和6年1月17日(水)

1. 追加的な分析について

1-1. 医科診療所及び歯科診療所について

1-2. 訪問看護ステーションについて

【令和6年1月4日 入院・外来医療等の調査・評価分科会】

- 患者数が変動することが考えられるため、それを考慮したルールを設けるべきではないか。賃金増率が高い医療機関についても対応を考えるべき。
- ベアという考え方が基本とされているが、民間では実態としてベアの概念がないこともあり、精緻な報告は困難ではないか。
- 今回は対象職種が多く、事務的な複雑さへの配慮が、より必要ではないか。
- 診療所の賃上げ必要点数において、1点以下と30点以上の施設が多くあり、一律の評価には慎重な検討が必要ではないか。
- 診療所について、透析や内視鏡といった初再診料による収益が多くない施設には対応が必要ではないか。
- 外来については簡素な制度設計が必要ではないか。
- 病院について、一律に設定することで賃金の引上げが十分にできない施設があるのであれば、きめ細やかな対応をすべきではないか。

賃金増率が不足している施設におけるシミュレーションについて

○ 内科診療所（無床）に係るシミュレーションについて

- ① 各医療機関における初再診料等、在宅患者訪問診療料等における必要な賃上げ点数の中央値を算出した。
- ② ①で算出した中央値を用いて、賃金増率を算出した結果、1.2%に満たない施設において、その不足分をさらに初再診料等、在宅患者訪問診療料等に上乘せし、1.2%に達するよう評価を行うことを想定した。

○ 歯科診療所に係るシミュレーションについて

- ① 各医療機関における歯科初再診料等、歯科訪問診療料等における必要な賃上げ点数の中央値を算出した。
- ② ①で算出した中央値を用いて、賃金増率を算出した結果、1.2%に満たない施設において、その不足分をさらに歯科初再診料等、歯科訪問診療料等に上乘せし、1.2%に達するよう評価を行うことを想定した。

○ 訪問看護ステーションに係るシミュレーションについて

- ① 各施設における訪問看護管理療養費における必要な賃上げ金額の中央値を算出した。
- ② ①で算出した中央値を用いて、賃金増率を算出した結果、1.2%に満たない施設において、その不足分をさらに訪問看護管理療養費に上乘せし、1.2%に達するよう評価を行うことを想定した。

1. 追加的な分析について

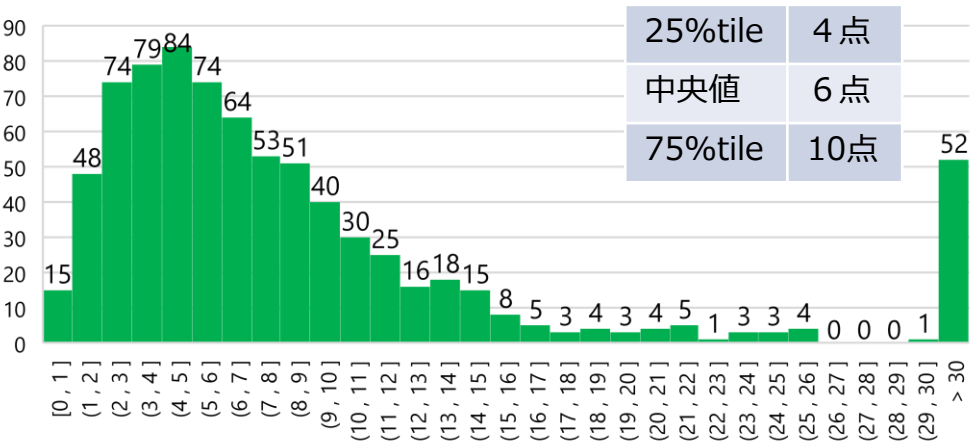
1-1. 医科診療所及び歯科診療所について

1-2. 訪問看護ステーションについて

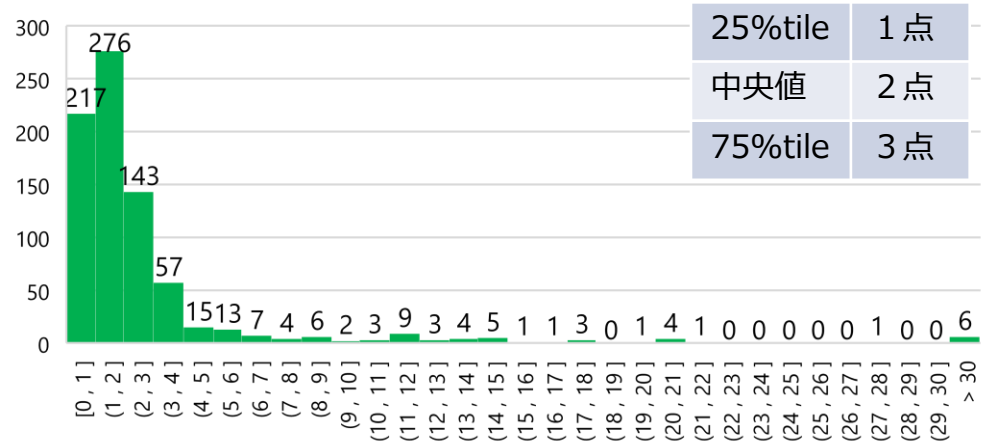
初再診料等、訪問診療料等における必要な賃上げ点数について（医科）

- ① 在宅患者訪問診療料を算定していない診療所の必要賃金において、初再診料等の賃上げ必要点数を設定。（初診料と再診料から算定回数に基づき按分）
- ② 賃金増率が不足している診療所の中で、在宅患者訪問診療料を一定以上（年間算定回数365回以上）算定している診療所における在宅患者訪問診療料での賃上げ必要点数を検討し、設定。（同一建物居住者以外と同一建物居住者から算定回数に基づき按分）

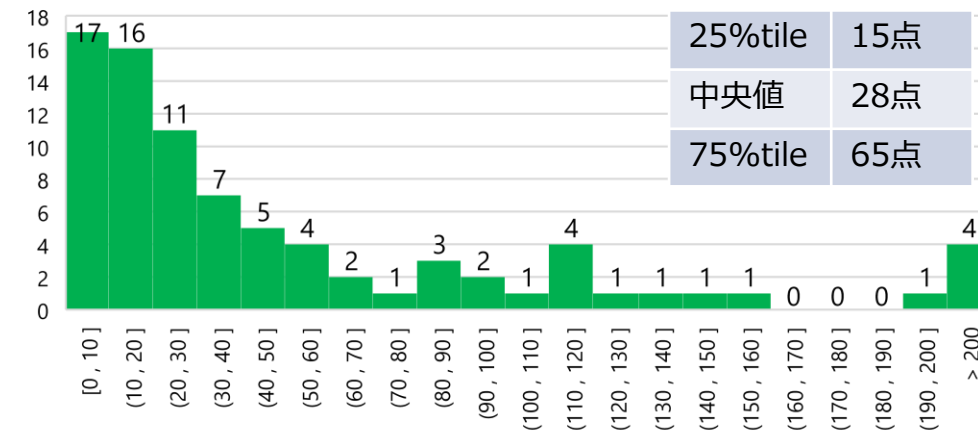
【①-1 初診料等の賃上げ必要点数の分布】



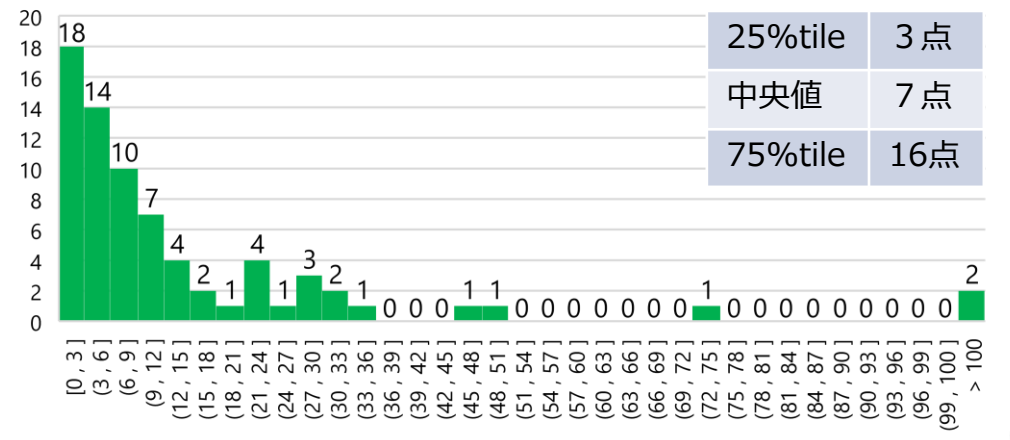
【①-2 再診料等の賃上げ必要点数の分布】



【②-1 在宅患者訪問診療料（同一建物居住者以外）の分布】



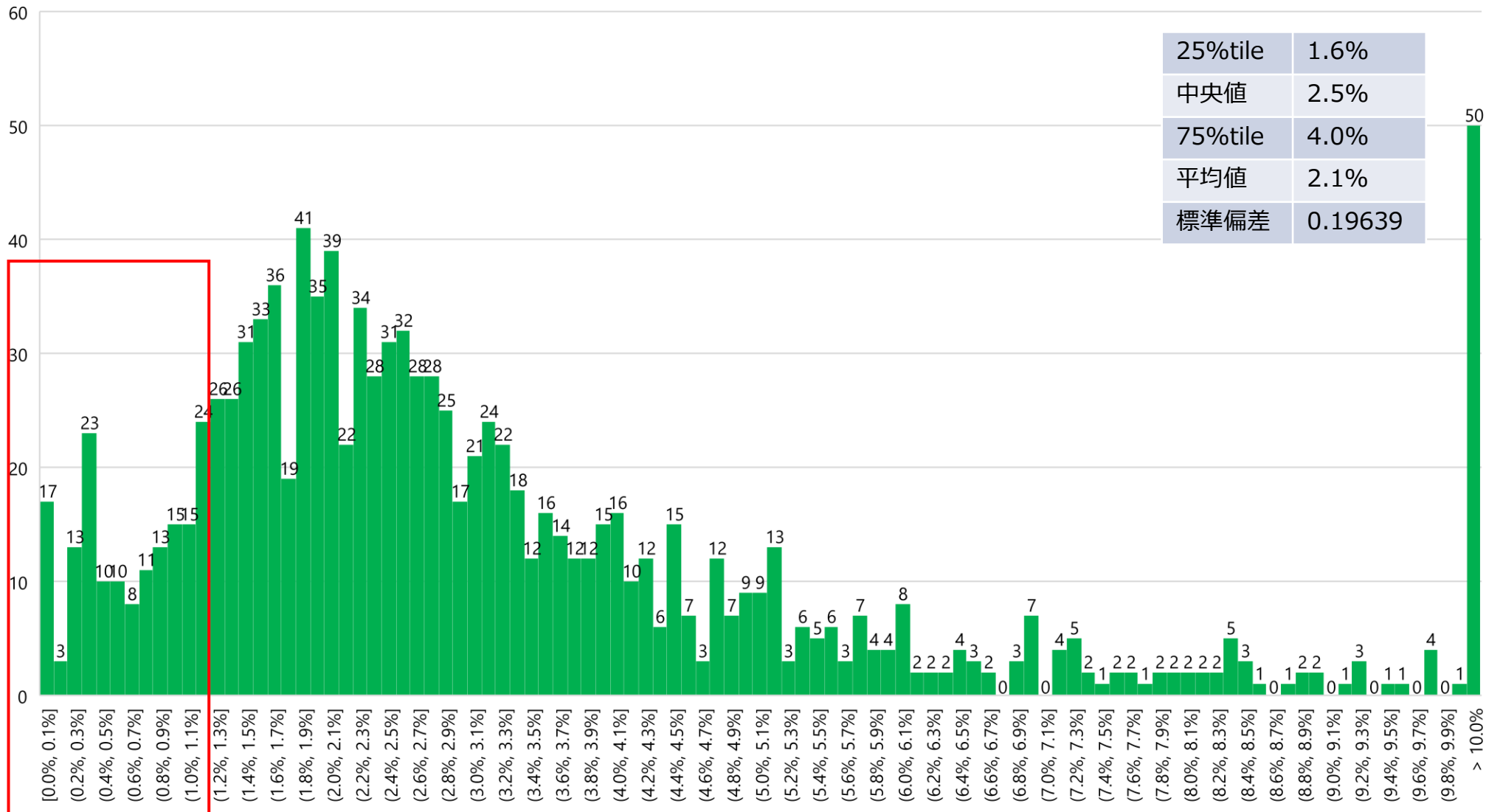
【②-2 在宅患者訪問診療料（同一建物居住者）の分布】



医科診療所（無床）における賃金増率のシミュレーション

○ シミュレーション結果による賃上げ必要点数(ここでは中央値)を初再診料等に上乘せした場合に、医科診療所(無床)における賃金増率の分布と分析については以下のとおり。

【賃金増率の分布：1,051施設】



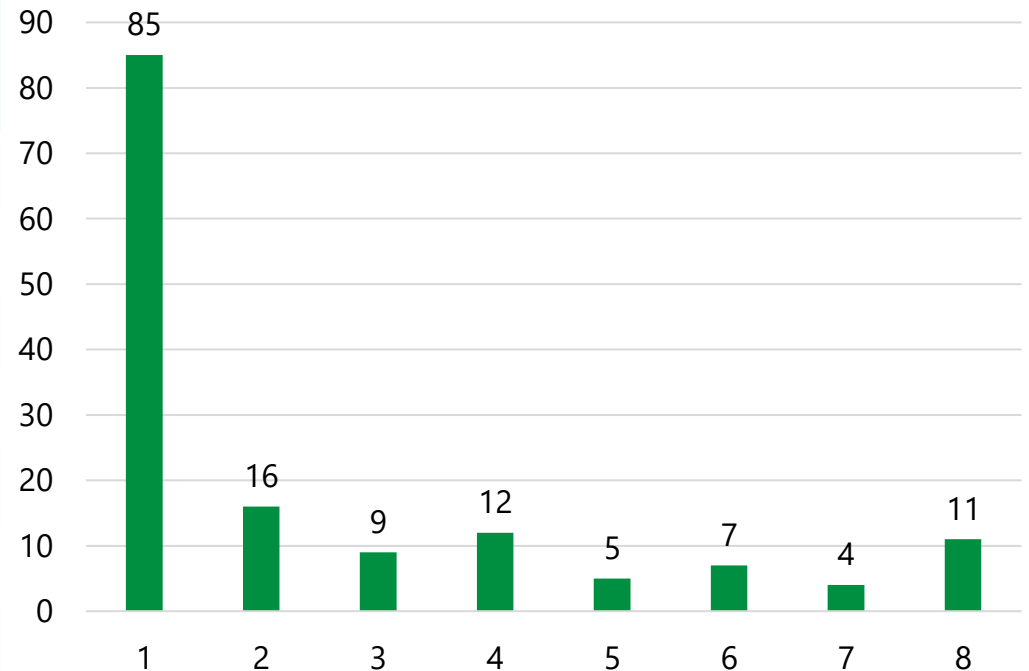
賃金増率が不足している施設におけるさらなる補填について

- 賃金増率が1.2%に達しない医療機関において、1.2%に達するための初再診料・訪問診療料等に対する追加の評価を選択可能とすることを検討した。
- 初診料等と再診料の賃上げ必要点数を8:1とすることとした。
- 多くの施設で、追加の評価1(再診料に対し1点、初診料・訪問診療料に対し8点)を選択する結果となった。

※ 医療機関に選択させる加算のイメージ

| | 初診料・ 訪問診療料 に対し必要な 点数 | 再診料 に対し必要な 点数 |
|---------|-------------------------------|---------------------|
| 追加の評価 1 | 8点 | 1点 |
| 追加の評価 2 | 16点 | 2点 |
| 追加の評価 3 | 24点 | 3点 |
| 追加の評価 4 | 32点 | 4点 |
| 追加の評価 5 | 40点 | 5点 |
| 追加の評価 6 | 48点 | 6点 |
| 追加の評価 7 | 56点 | 7点 |
| 追加の評価 8 | 64点 | 8点 |

選択される評価ごとの施設数 (n=149)

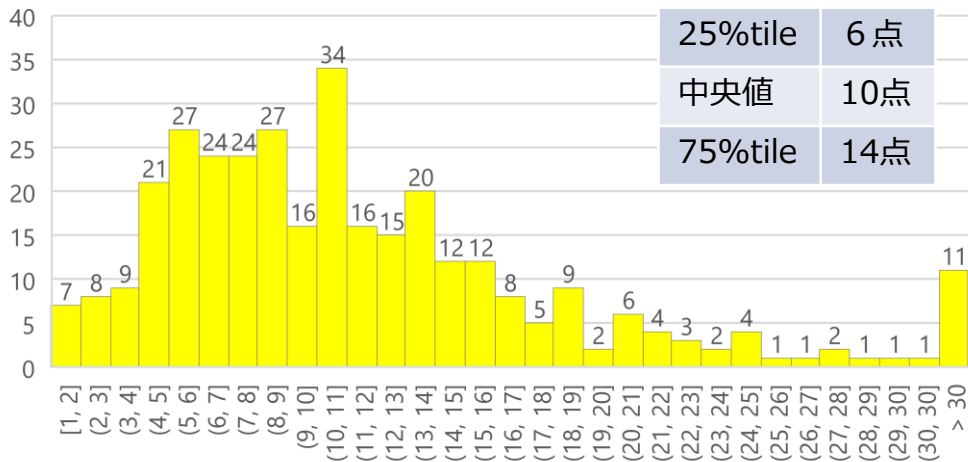


※ 初再診料等の算定回数が0回の施設は除く。

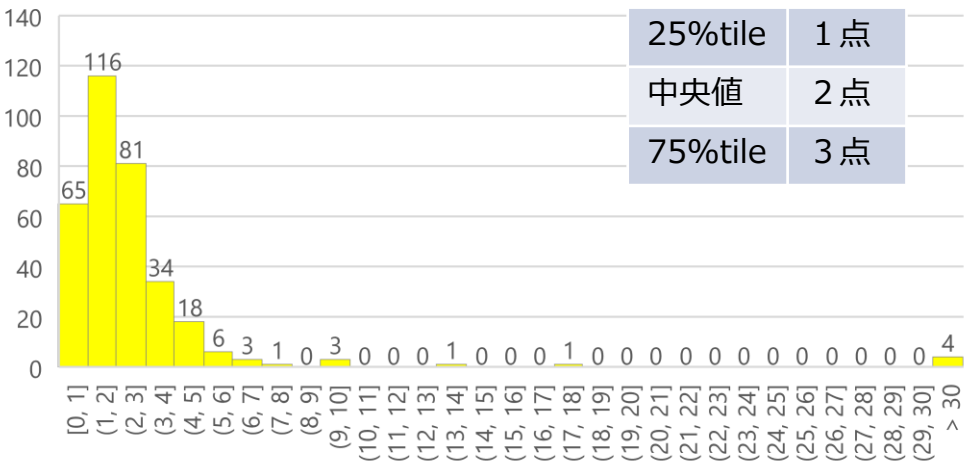
初再診料等、訪問診療料等における必要な賃上げ点数について（歯科）

- ① 歯科訪問診療料を算定していない診療所の必要賃金において、初再診料等の賃上げ必要点数を設定。
（初診料と再診料から算定回数に基づき按分）
- ② 賃金増率が不足している診療所の中で、歯科訪問診療料を一定以上（算定回数365回以上）算定している診療所における歯科訪問診療料での賃上げ必要点数を検討し、設定。
（歯科訪問診療料1と歯科訪問診療料2、3から算定回数に基づき按分）

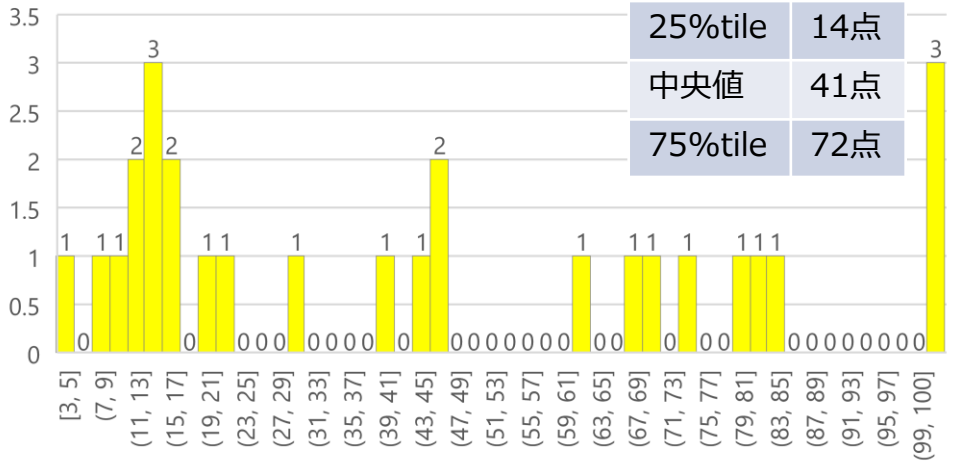
【①-1 歯科初診料の賃上げ必要点数の分布】



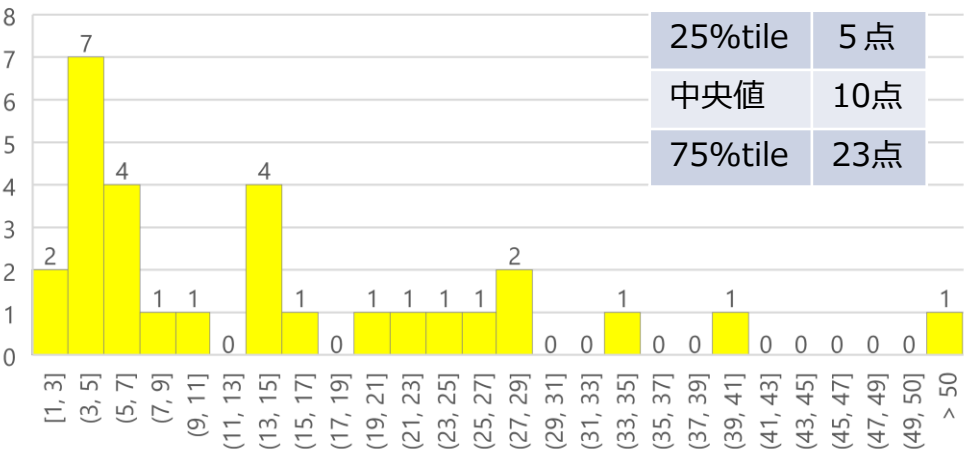
【①-2 歯科再診料等の賃上げ必要点数の分布】



【②-1 歯科訪問診療料1の分布】



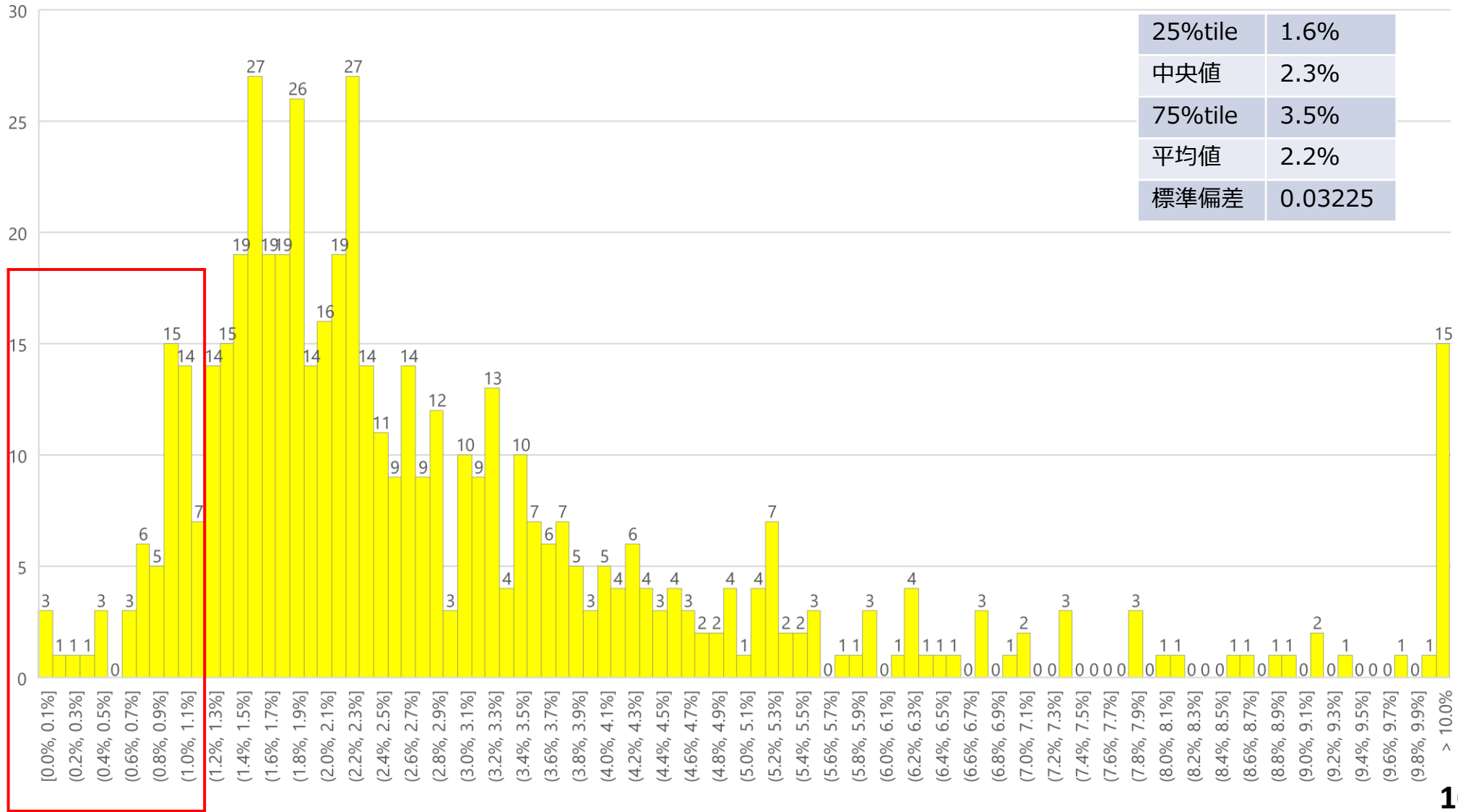
【②-2 歯科訪問診療料2、3の分布】



歯科診療所における賃金増率のシミュレーション

○ シミュレーション結果による賃上げ必要点数(ここでは中央値)を初再診料等に上乗せした場合に、歯科診療所における賃金増率の分布と分析については以下のとおり。

【賃金増率の分布：527施設】



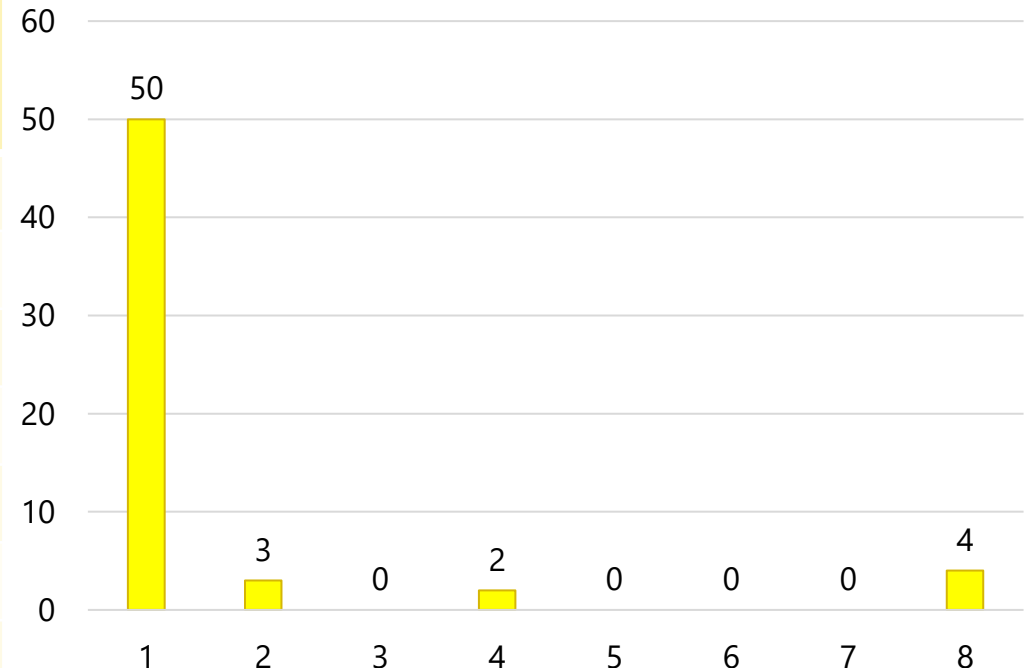
賃金増率が不足している施設におけるさらなる補填について

- 賃金増率が1.2%に達しない医療機関において、1.2%に達するための初再診料・歯科訪問診療料に対する追加の評価を選択可能とすることを検討した。
- 初診料等と再診料の賃上げ必要点数を8:1とすることとした。
- 多くの施設で、追加の評価1(再診料に対し1点、初診料・歯科訪問診療料に対し8点)を選択する結果となった。

※ 歯科医療機関に選択させる加算のイメージ

| | 初診料・ 歯科訪問診療 料に対し必要 な点数 | 再診料 に対し必要な 点数 |
|---------|---------------------------------|---------------------|
| 追加の評価 1 | 8点 | 1点 |
| 追加の評価 2 | 16点 | 2点 |
| 追加の評価 3 | 24点 | 3点 |
| 追加の評価 4 | 32点 | 4点 |
| 追加の評価 5 | 40点 | 5点 |
| 追加の評価 6 | 48点 | 6点 |
| 追加の評価 7 | 56点 | 7点 |
| 追加の評価 8 | 64点 | 8点 |

選択される加算ごとの施設数 (n=59)



※ 初再診料等の算定回数が0回の施設は除く。

1. 追加的な分析について

1-1. 医科診療所及び歯科診療所について

1-2. 訪問看護ステーションについて

訪問看護に関するこれまでの主なご意見

【令和6年1月4日 入院・外来医療等の調査・評価分科会】

- 訪問看護ステーションは医療保険と介護保険の両方から給付を受けていることを考慮する必要があるのではないか。
- 利用者1人あたりの訪問日数に差があることから、訪問看護管理療養費（1月につき）に上乗せする方が適切ではないか。

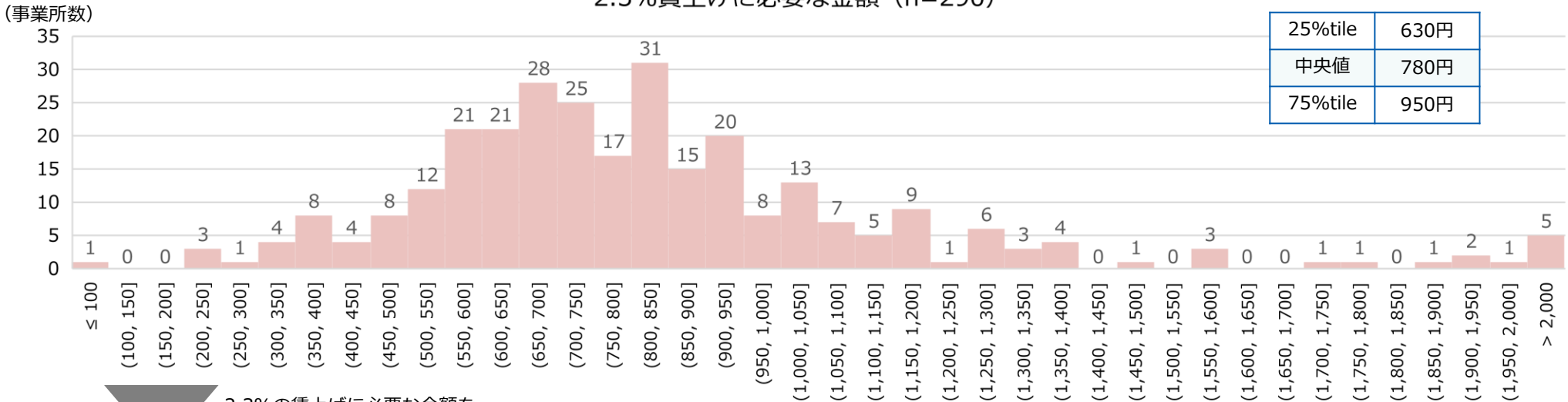
【令和6年1月10日 中央社会保険医療協議会 総会（第577回）】

- 訪問看護においては、利用者によって訪問回数等も様々であり、訪問看護管理療養費をもとにする方がより実態に即した設計になるのではないかと考える。
- 2.3%の賃上げを目指していく中でグラフを見ると1%に届かない事業所もあることから、賃金増率が低い事業所については何らかの対応が必要だと考える。

賃上げに必要な金額・賃金増率（訪問看護管理療養費）

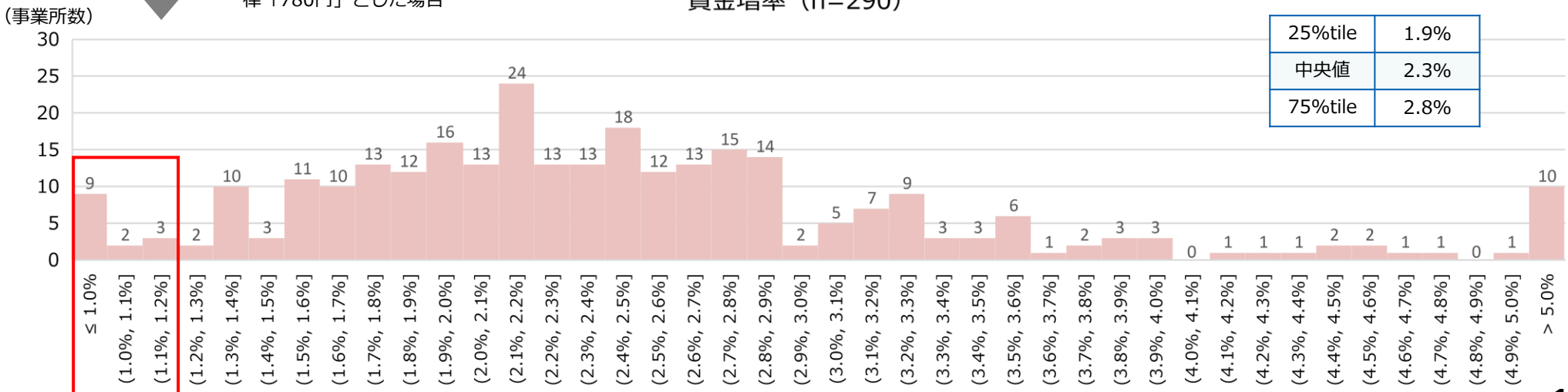
○ 訪問看護ステーションについて、訪問看護管理療養費（1月につき）により医療関係職種の給与を2.3%を賃上げするために必要な金額及び当該中央値の金額を引き上げた場合における賃金増率については、以下のとおり。

2.3%賃上げに必要な金額 (n=290)



2.3%の賃上げに必要な金額を一律「780円」とした場合

賃金増率 (n=290)



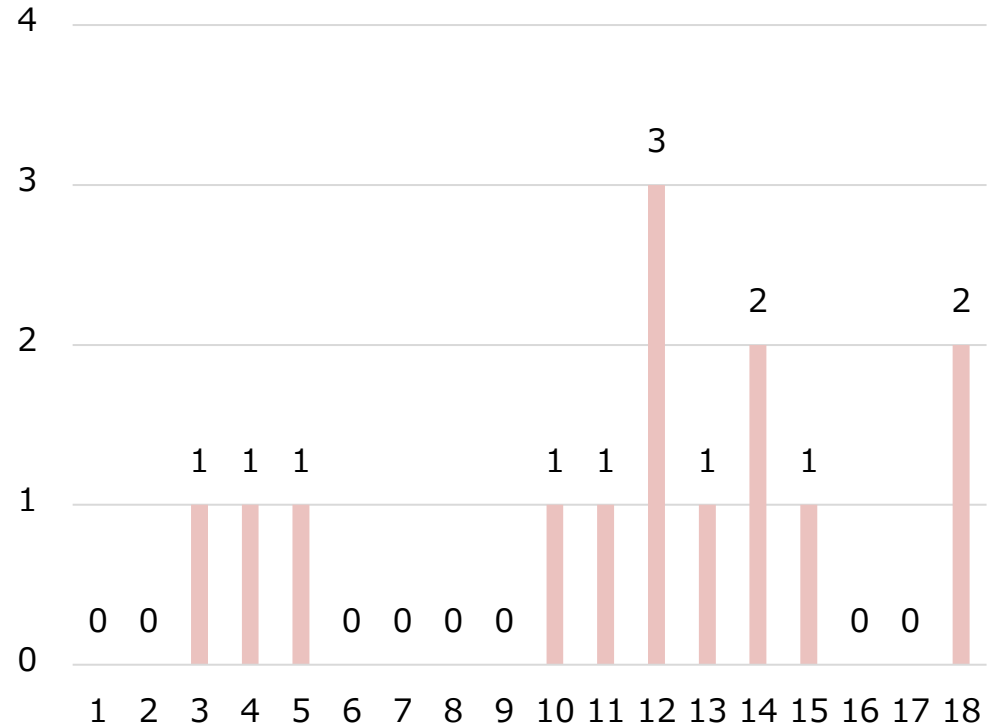
賃金増率が不足している施設におけるさらなる補填について

- 賃金増率が1.2%に達しない医療機関において、1.2%に達するための訪問看護管理療養費に対する追加の評価を選択可能とすることを検討した。
- 多くの施設で、追加の評価12(訪問看護管理療養費に対し200円)から追加の評価14(訪問看護管理療養費に対し300円)を選択する結果となった。

※ 訪問看護ステーションに選択させる加算のイメージ

| | 訪問看護管理療養費 に対し必要な額 |
|---------|----------------------|
| 追加の評価 1 | 10円 |
| 追加の評価 2 | 20円 |
| ↓ | |
| 追加の評価 9 | 90円 |
| 追加の評価10 | 100円 |
| 追加の評価11 | 150円 |
| 追加の評価12 | 200円 |
| 追加の評価13 | 250円 |
| 追加の評価14 | 300円 |
| 追加の評価15 | 350円 |
| 追加の評価16 | 400円 |
| 追加の評価17 | 450円 |
| 追加の評価18 | 500円 |

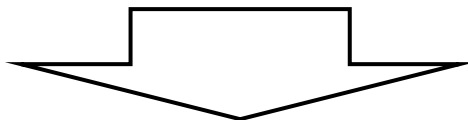
選択される評価ごとの施設数 (n=14)



※ 医療保険の訪問看護の利用者数が0人の施設は除く。

医療機関等における職員の賃上げについての課題と論点

- 前回のご議論で「賃金増率が高い医療機関についても対応を考えるべき」といったご意見をいただいた。
- 診療所について、透析や内視鏡といった初再診料による収益が多くない施設には対応が必要ではないか。
- 医科診療所、歯科診療所、訪問看護ステーションにおいて、賃金増率が1.2%に達しない医療機関に、追加的な評価を行う場合のシミュレーションを行った。



【論点】

- 診療所で一律の評価をした場合に、賃金増率が高い医療機関が生じることについて、どのように考えるか。
- 追加的なシミュレーションを踏まえ、医科診療所、歯科診療所、訪問看護ステーションにおいて、賃金増率が1.2%に達しない医療機関の評価について、どのように考えるか。